諮問番号:令和元年度(2019年度)諮問第 135号 答申番号:令和2年度(2020年度)答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

「熊本県県央広域本部長(以下「処分庁」という。)が審査請求人に対して行った不動産取得税の賦課決定処分(以下「本件処分」という。)に係る令和元年(2019年)9月27日付け審査請求(以下「本件審査請求」という。)は棄却されるべきである」とする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

本件処分に係る不動産(以下「本件不動産」という。)は、審査請求人の 父が所有し、両親が居住していた住宅(以下「本件被災不動産」という。) が平成28年熊本地震で半壊し、補修費等の負担の関係から解体したことに より、代替不動産として取得したものであるが、高齢で認知症を患う父では 売買契約が締結できないため、審査請求人名義で購入せざるを得なかったも のである。

熊本県税災害減免条例(昭和38年熊本県条例第12号。以下「災害減免条例」という。)の規定では、被災不動産と代替不動産の所有者が異なる場合は災害減免の対象とならないとのことだが、千葉県では、災害により一部損壊となった不動産の代替不動産の取得に対する不動産取得税に係る災害減免について、特例的な取扱いを行っている。県の条例も変えることができるのであるから、生活弱者となった県民に寄り添った支援を希望する。

以上により、本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

審理員意見書のとおり本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求

は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

2 理由

(1) 本件処分における違法又は不当な点の有無について

審査請求人は、本件不動産について、自らの名義において売買契約を締結するとともに、売買を原因とする所有権移転登記を行っており、その他、審査請求人による本件不動産の取得に疑義を生じさせるような証拠等による反証はないことから、本件不動産の取得者及び本件不動産に係る不動産取得税の納税義務者は審査請求人である。

また、本件処分に係る課税額の算定基礎の取扱いは適正であり、課税額にも誤りはなく、納税通知等の手続も適正に行われている。

以上のとおり、本件処分には違法又は不当な点は認められない。

(2)本件処分において災害減免が適用されなかったことについての違法又 は不当な点の有無について

本件不動産の取得者は審査請求人であるが、本件被災不動産の所有者は 審査請求人の父であることから、災害減免条例第4条及び附則第3項に定 める要件には該当しない。

また、災害減免は、「道府県知事は、天災その他特別の事情がある場合において不動産取得税の減免を必要とすると認める者その他特別の事情がある者に限り、当該道府県の条例の定めるところにより、不動産取得税を減免することができる。」とする地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第73条の31の規定及びそれに基づく災害減免条例の規定により限定的に適用されているものである。その適用対象は、課税権を有する地方団体たる熊本県が定めうるものであり、災害減免条例第4条及び附則第3項の規定に基づき、災害減免を適用しないとすることが

不当であるとはいえない。

以上のとおり、本件処分において災害減免が適用されなかったことについて、違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和2年(2020年)2月13日 審査庁から諮問 6月25日 第1回審議 7月17日 第2回審議

第5 審査会の判断

- 1 本件審査請求に係る審理手続 本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。
- 2 本件処分の適法性及び妥当性
 - (1) 本件処分における違法又は不当な点の有無について

審査請求人は、自らの名義において本件不動産の売買契約を締結するとともに、売買を原因とする所有権移転登記を行っている。法第73条の2第1項では、「不動産取得税は、不動産の取得に対し、当該不動産所在の道府県において、当該不動産の取得者に課する。」とされており、審査請求人が本件不動産に係る不動産取得税の納税義務者であると認められる。また、課税額の算定基礎の取扱いは適正であり、課税額にも誤りはなく、納税通知等の手続も適正に行われていることなどから、審査請求人を本件不動産の取得者として行われた本件処分に、違法又は不当な点は認められない。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、他県における災害減免の特例的な取扱いの例を示した上で、県の条例を変えることにより生活弱者に寄り添った支援を望むとして、本件処分に対して災害減免が適用されなかったことについて不服を述べている。しかしながら、本件においては、災害減免の申請がなく、それに対する処分も行われていないから、減免の適否について判断することがで

きない。

3 結論

以上により、本件処分に違法又は不当な点は認められないから、本件審査 請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第6 付言

処分庁は、本件処分前に、審査請求人から本件不動産に係る不動産取得税の災害減免の適用について問合せを受け、本件被災不動産と所有名義が異なるから災害減免は適用されない旨を回答した。その後、審査請求人から、再度、災害減免の適用要件と適用の可否について確認を求められ、前回と同様の回答をしたところ、審査請求人から、不動産の所有名義が異なるから不適用というだけでは納得できないとして、不服がある場合の手続について尋ねられた。これに対し、処分庁は、手続として審査請求制度があると告げて様式を送付しただけであり、被災不動産の所有者を対象とする災害減免制度の趣旨を説明したかは明らかでなく、災害減免を受けるためには減免申請をする必要があることを教えてもいない。審査請求人の不服が被災不動産の所有者でなければ減免の対象とならないとする現行の制度に対する不満であったことは明らかであるから、この処分庁の対応は、不適切であったというほかない。

なお、処分庁は、審査請求人からの問合せを受ける前に、「不動産取得税に係る課税について(お知らせ)」を送付し、その際、災害減免に関する説明用紙を同封しており、その中に、減免を受けるためには申請が必要である旨の記載があるが、上記の具体的な経過に照らすと、このような資料を送っているだけでは不十分である。

税の減免に対する相談、問合せ等に際しては、納税義務者の権利・利益を 損なうことがないよう、丁寧かつ正確な対応が求められる。

熊本県行政不服審査会 第1部会

 委員
 出 田 孝 一

 委員
 倉 田 賀 世

 委員
 不 動 洋 子